手続条例が適用されないことを説明する書類

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |

このたびの変更については、下記のとおり鳥取県（鳥取市）廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 該当の有無 |
| (1)　一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力(以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの |  |
| (2)　産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの |  |
| (3)　排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。) |  |
| (4)　廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。) |  |
| (5)　法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の更新 |  |